



元気な企業をつくる！

the Heartful OAG

2008. 12月号



太田孝昭が語る春夏秋冬
「-この世の“始まり”-」

9月19日 第4回「顧問会」を開催しました

遺言書をつくりましょう
資産税部 奥田周年

風まかせ筆まかせ
「国民の目線」
阪田雅裕
弁護士(前内閣法制局長官)

ちょっとchat

the Heartful OAG

2008. 12月号 | vol.44

C O N T E N T S

02

太田孝昭が語る春夏秋冬
「-この世の“始まり”-」

03

9月19日 第4回「顧問会」を開催しました

04

遺言書をつくりましょう
資産税部 奥田周年

06

風まかせ筆まかせ
「国民の目線」
阪田雅裕
弁護士(前内閣法制局長官)

07

ちょっとchat

太田孝昭が語る

春夏秋冬



太田アカウンティンググループ代表
太田孝昭

「-この世の“始まり”-」

「ソ罗斯は警告する、超バブル崩壊=悪夢のシナリオ』『恐慌前夜』『日経平均4,000円時代が来る』『強欲資本主義・ウォール街の自爆』（世界バブル大崩壊）『すべての教育はバブルに通ずる』（癌化した資本主義が世界を金融恐慌に陥れる）

書店に並んでいるこれらの本のタイトルを見ていると、今にも世界大恐慌が再来しそうな、そんな心配が高まっています。ただ、危機感を煽って注目を集めようとするのは、古今東西を問わない常套手段。先行きに不透明感が漂っているのは確かですが、どんなときでも「最悪の事態を想定して、最善の手を打つ」のは経営の王道です。マスコミや世間の風聞に惑わされることなく、着実に経営をしていくことが、今ほど大切なときはありません。

よく考えてみてください。こんな時代だからこそ、会社を改革するチャンス到来ともいえるのです。

来年の日本の経済成長率は、マイナス1%になるという予想もあります。しかし、1%売りが減ったとしても、どうということはありません。1%ぐらい努力で何とでもなるし、ほんのかすり傷程度。そう開き直ると、できる事は山ほど出て来ます。

人は自分にできる事でも悩みますが、できない事で悩んでいる方が圧倒的に多い気がします。例えば、景気を良くする、

経済成長をプラスにする、これはできません。けれども、長い間の念願だった営業改革に着手する、事業を再編する、人事組織や給与制度を改革する、これはできます。

人は自分にできる事だけを悩めばいいのです。悩みが深ければ深いほど、行動に「力」が加わります。エネルギーが出ます。

不景気のときこそ、全社一丸で危機の共有ができる最大のチャンス。顔を上げて、前に向かって進みましょう。気持ちが一つになれば、例えば従業員も一時の給与ダウンだって受入れられますし、給与ダウン=モラルダウンではなく、モラルアップに持って行くことも可能です。人はピンチになると、「何とかしてやろう」という逆バネが必ず働きます。

ピンチで駄目になるなら、とっくに駄目になっていたはずですが、格言にもありますが、「ピンチはチャンス」とは、本当にその通り。ピンチは、この世の“終わり”ではありません。新しいことを始めるチャンス、つまりこの世の“始まり”なのです。

企業はピンチで潰れず、おごりの中で崩壊するものです。

「たかが中小企業だ。世の中の景気には関係ない！」

来年に向かい、元気に前向きに進んで行きましょう。

9月19日 第4回「顧問会」を開催しました

9月19日、「第4回太田アカウンティンググループ顧問会」を開催致しました。私たちOAGでは昨年9月、私たちのお客さまに対して有益なアドバイスをしていただくことと、私たちの活動を“外部”の視点から厳しく見守り、ご指導をいただくことを目的に「顧問会」を新設致しました。発足から早や1年が過ぎ、これまでに顧問の皆さまには、さまざまな専門領域で、貴重なご意見を頂戴しております。

当日は、OAGのグループ各社から半期決算の説明、公益法人制度改正への取り組みなどをご報告し、顧問の皆さまからは、OAG独自の公益法人認定アドバイザーチームの目的などについてご質問を頂きました。

このほど、新たに日出島恒夫氏（財団法人資本市場研究会常務理事、元名古屋国税不服審判所長）を顧問にお迎えして、体制を更に充実致しました。日出島氏は国税のプロでもあり、大蔵省退官後は新東京国際空港公団の理事として、困難を極めた公団民営化を実現されるなど、官と民の実態に精通されています。よりパワーアップした顧問会の今後の活動にご期待ください。

新顧問のご紹介

日出島恒夫 様



◆OAG顧問になって

私が新東京国際空港公団の理事の時に、公団の民営化、株式会社化することになり、多くの税理士の方を擁し、充実した内容の当時の太田・細川会計事務所（現OAG税理士法人）に税務指導をしてもらいました。

それまで、国の代行機関ということで、法人税の納税義務の無かった公団が、会計・税務の

民間基準化に取り組みました。それは税務会計全般の改革といっているものでした。太田先生を始め、今もOAGで活躍しておられる税理士の方々の多大なサポートのお陰で、成田国際空港は「株式会社」として発足することができました。数年中に株式上場という会社の礎を構築していただいたわけです。

◆最近の関心事

ここ数年はファンド資本主義とかスーパー資本主義といわれる

ほど金融のマーケットとファンドに関する話題が多数ありました。敵対的買収対策、配当政策の転換など、企業の根幹を揺るがすような事柄も関連して起こりました。そして、昨年来アメリカ発の問題を端緒に、レバレッジを利用したファンドの資金の流れが逆回転し、急激な有価証券などの現金化、信用収縮をもたらしました。単なる株式価格の低下のみならず、資金調達、設備投資、消費需要、賃金などの低下と連鎖するグローバル経済の劇的変化、パラダイムシフトに、どのように個別企業は立ち向かうべきか、皆さんと一緒に考えていきたいと思っております。

◆座右の銘

「YOU CAN DO.」（為せば成る）

昭和22年（1947年）生まれ。富山県出身。昭和45年（1970年）大蔵省入省後、萩税務署長、大蔵省証券局企業財務課長補佐、アメリカJETRO駐在調査員、国鉄清算事業団JR東日本株式会社上場担当、福岡国税局調査査察部長等の国税局部長、国税庁国際調査管理官、同課税部資料調査課長、税務大学校副校長、名古屋国税不服審判所長、成田国際空港株式会社常務執行役員CFOを歴任。現在は財団法人資本市場研究会常務理事。

顧問会



左から、金重様、上原様、清水様、阪田様、森末様

上原靖弘様（オフィス上原代表、元さくら銀行（現三井住友銀行）副頭取）
金重凱之様（株式会社国際危機管理機構社長、元警察庁警備局長）
阪田雅裕様（アンダーソン・毛利・友常法律事務所弁護士、前内閣法制局長官）
清水康之様（NPO法人福祉総合評価機構理事長、元厚生省児童家庭局長）
森末暢博様（森末法律事務所弁護士）
日出島恒夫様（財団法人資本市場研究会常務理事、元名古屋国税不服審判所長）

第15回 経営者セミナー のご案内

2009年新春を飾る第15回経営者セミナーは、マスコミを始めとして多方面で活躍されている高木美保さんをお迎えして、下記の日程で開催致します。詳細は、別紙のお知らせをご確認ください。

■日時：2009年2月3日（火）16：30～ ■会場：弊社セミナールーム

遺言書をつくりましょう

資産税部 奥田周年



「遺言」と聞くと、「難しそう」「自分には関係ない」などと考える方が多いのではないのでしょうか。しかし、遺言が無かったばかりに、遺族間の関係がこじれ、せっかく築いてきた財産が不幸の基になってしまう例は、枚挙にいとまがありません。遺産を誰が受け継ぐかを生前に決めておくことは、自分の意思に沿った財産の残し方ができると同時に、遺族間の無用な争いを防ぎ、スムーズな遺産分割を実現することにもつながります。

遺言を書く適齢期は、年齢ではなく、資産を持った瞬間から始まります。家族の幸せを願うなら、遺言を残すことは、すべての人の義務ではないのでしょうか。

●なぜ遺言書が必要なのでしょう

人はそれぞれ、個別に特別な人間関係を持っているものです。例えば、自分の会社を継がせたい特定の人がある、リタイアした後に親族よりも親身の世話をしてくれた人がある、子どもの中に特別に多くの財産を残したい人がある等々、事情は千差万別です。法律通りの決まり切ったパターンで、納得できる相続など皆無なのです。特に次のようなケースに該当する方は、遺言を遺しておくといよいでしょう。

- 会社を後継者にスムーズに承継させたい
- 妻に全財産を残したい
- お世話になった方や老後の世話をしてくれた嫁に財産を遺したい
- 自分の絵を美術館に寄贈したい
- 婚姻届を出していないが、連れ合いに財産を遺したい
- 相続人の仲が悪く、遺産分割協議がスムーズに進まないことが想定される
- 身障者の子供がおり、法定相続分よりさらに多くの財産を遺したいと考えている

●遺言書の形式

遺言には主に「自筆証書遺言」「公正証書遺言」「秘密証書遺言」の3つの方式があります。

いずれの方式で作成されるかは、それぞれのメリット・デメリットを十分に把握して、決めることが重要です。どれにしたらいいのか迷われる方は、遺言が発見されない恐れや、無効となる恐れがないという点で、「公正証書遺言」で作成すると安全でしょう。

遺言の種類	自筆証書遺言	公正証書遺言	秘密証書遺言
メリット	証人が必要なく手軽 費用がかからない 作り直すときも容易 内容を秘密にできる	偽装の恐れがない 紛失の恐れがない 無効の恐れがない	内容を秘密にできる
デメリット	偽装の恐れがある 紛失の恐れがある 無効の恐れがある 秘匿の恐れがある 死後に裁判所の検認必要	費用がかかる 手続が繁雑 (公証役場へ行く) (2人以上の証人が必要) 存在・内容を秘密にできない	手続が繁雑 (公証役場へ行く) (2人以上の証人が必要) 無効の恐れがある 死後に裁判所の検認必要

●遺言を作成しましょう

(1) 公正証書遺言

公正証書遺言は、次のような流れで作成します。

☞ どのような内容にするかご自身の意志を固めましょう

親身になって検討してもらうには、弁護士や行政書士等に依頼して、遺言の証人、遺言執行者になってもらうとよいでしょう。

☞ 必要書類を揃えましょう

遺言者と相続人との続柄がわかる戸籍謄本（全部事項証明書）

遺言者本人の印鑑証明書（三ヶ月以内）・実印

財産を相続人以外の人に遺贈する場合にはその人の住民票

登記簿謄本（登記事項証明書）と固定資産税評価証明

☞ 公証役場に出向きましょう

公証役場では、証人2人の立会いが必要になります。遺言者は実印と印鑑証明書、証人2人は認印を持参します。証人2人の立会いのもとで、遺言者が公証人の前で遺言の趣旨を口頭で述べ、公証人があらかじめ作成してある公正証書遺言を読み上げて、遺言者と証人が署名・捺印します。また、自宅や病院への出張も依頼できます。

*証人には、未成年者・遺言者の推定相続人・受遺者及びその配偶者、直系血族・公証人の事務員等は除かれます。

*手話による方法も立法化されています。

*遺言書は原本が公証役場に保管されているので、紛失や秘匿の心配はありません。

*平成元年以降に作成されたすべての公正証書遺言は、遺言者が亡くなられた後、全国どここの公証役場でもその有無を検索できます。

(2) 自筆証書遺言

自筆証書遺言の一般的な記載例をご紹介します。以下の要件に留意しながら、早めの準備をしましょう。

遺言書

遺言者〇〇〇〇は、本遺言書により次のとおり遺言する。

1. 妻〇〇に次の財産を相続させる。
東京都・市・町・の土地及び家屋
2. 長男〇〇に次の財産を相続させる。
・銀行・支店の遺言者名義の定期預金すべて
3. 上記以外の財産は長男〇〇と長女〇〇に二分の一ずつ相続させる。
4. 本遺言の執行者として次の者を指定する。
東京都・市・町・の
弁護士 〇〇〇〇

平成・年・月・日

遺言者 〇〇〇〇 印

財産は特定できるように!

相続分は割合でも可!
遺留分に注意!

作成日必須!

署名・押印は不可欠!
(実印でなくても可)

ポイント

- ・自筆証書遺言などでは、遺言を有効なものにするための必須要件の1つとして日付・押印が欠かせません。日付・押印がないと、遺言は無効になってしまいます。
- ・自筆証書遺言では全文、日付、氏名等すべて自署しなければなりません。パソコンで打ったり、代筆したものは無効になります。
- ・夫婦共同で遺言を遺したい場合も、民法では共同による遺言を禁止しています。同一の遺言書に2人以上の遺言の記載があるものは無効となります。

「国民の目線」

阪田雅裕
弁護士（前内閣法制局長官）



「国民の立場で」とか「国民の目線に立って」というのは、メディアや政治家の常套句である。たとえば官僚が省利、省益を優先して、国民の利益をないがしろにするといったことに対する批判としては、至極もつともであるが、政治の場での政策の選択となると、ことはそれほど簡単ではない。

民主主義体制は、君主制とは違って、国民自身が統治権力者でもある。国民は選挙を通してこの権力を行使し、選出された大統領や国会議員が国民に代わって、国民のために政治を司る。政治にとっての問題は、主権者であり、一票を投じた国民の価値観や利害が一樣ではなく、「国民のため」が必ずしも全国民を意味しないことである。したがって、政治の主要な役割は、その属する社会階層や世代、職種、性別、居住地等々が千差万別である国民の利害の調整にあり、その結果は、法令や予算となって反映されるが、「国民の目線」に立つといっても、どのような国民の目線に立つかによって採択される政策はずいぶんと違ってくる。

揮発油税の暫定税率の廃止や一般財源化の問題、年金制度のあり方、自衛隊の海外派遣の是非等、国民各層の利益の対立や価値観の相違が大きくなればなるほど、その意見の調整は難しくなり、政治上の大問題と化すことにもなる。皮肉にも今日の我が国の財政の窮状は、そもそも限られた財源の中ですべての国民が満足する政策など採りようもないのに、国民各層の不満を最小化するべくできるだけ多くの国民の「目線」に立って政治が行われてきた結果であるともいえる。つまり、主権者たる国民に「謙聴」の姿勢が十分ではないために、その国民に選出される政治家が勇気を持って利益の調整に当たることが極めて困難であったと

いうことである。

後期高齢者医療保険制度の見直しが浮上している。お年寄りの負担の軽減に異を唱える向きは少ないであろうが、保険料であれ自己負担分であれ、後期高齢者の医療費負担を軽減しようとするれば、これをより若い世代が肩代わりしなければならないのが現実である。社会の高齢化に伴い、世代間の利益の対立は厳しさを増す。医療、年金をはじめとする社会保障制度の受益者は、主に高齢者であり、その費用の負担者が主として現役世代であることを考えると、「高福祉高負担」は軸足をお年寄りに置き、「低福祉低負担」は若年層の利益に多く配慮した政策を意味する。

麻生内閣がめざすとしている「中福祉中負担」は、このいずれにも偏ることなく両世代間の利益のバランスをとっていくという趣旨であろうが、この場合、給付・負担のいずれについてもそれぞれの世代に不満が残る水準にとどまることは避けがたい。その理由を説明し、国民の納得を得る努力を怠ると、そのツケはすべて財政が負うことになる。

国会議員は、憲法に定めるように全国民を代表するのであるから、自らの選出に寄与しない反対者や少数者であるからといって、かれらの利益や価値観を無視してよいというものではない。少数者の利益が省みられない国家は、社会に格差や亀裂を生み、成長、発展に必要な活力を失うことになる。政治家にとって更なる難題は、国家百年の計を、換言すれば、現在は1票たりとも投ずることのできない将来の主権者の幸福をも考えなければならないことである。こうした真の政治が可能となるかどうかは、ひとえに国民の主権者としての自覚のいかんにかかっている。

ちよつとohat

「日本一高いところ 富士山頂」

下見佐和子（資産税部）



御来光



大渋滞の山頂

「三姉妹」

佐山隆一（法人税部）

先月三人目の女の子が誕生しました。
三人目にして初めて出産の立会いをしたのですが…。
酔っ払って病院に到着！！
女房の冷たい視線が（汗）。
これは某シニアマネージャーの陰謀？

あれから1ヶ月、寝ているときは三姉妹もいいなあ。
「寝ている時は！」の限定ですが。



「チーム胡蝶蘭」

笹木由美子（法人税部）

創立20周年のお祝いで、お客様から多数の胡蝶蘭をOAGへいただきました。株分けをして従業員がそれぞれ大事に育てています。

私も悪戦苦闘しながら植え替えをし、何とか新しい根と葉っぱが生えてきました。一応順調…？ 他のみんなはどんな感じに育っているのだろう？ 頑張って花を咲かせたいです。



「簿記占い」

飯塚一博（法人税部）

ホームページのご紹介です。
専門学校に通っている時に、少しだけ流行りました。
「簿記占い」です。名前と生年月日を入力すると、その人の「勘定科目」を教えてください。
ちなみに私は、資産ではなく費用の「修繕費」。
周りの人を修繕できる癒し系を目指すことにします。
でも費用か…。資本的支出が含まれていれば、資産計上されるのに。
OAGとクライアントの皆様にとって大きな資産になれるよう、頑張ります！
みなさんもぜひお時間のある時に「簿記占い」で検索してみてください。



12

December

10日(水)

★11月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

17日(月)

★所得税の予定納税額の減額申請

22日(月)

★7月～12月分源泉所得税の納期限の特例届出書の提出

1月5日(月)

★10月決算法人の確定申告[法人税、法人住民税、法人事業税、消費税(地方消費税)]

★10月、1月、4月、7月決算法人・個人事業者の3カ月ごとの期間短縮に係る確定申告[消費税・地方消費税]

★法人・個人事業者の1カ月ごとの期間短縮に係る確定申告[消費税・地方消費税]

★4月決算法人の中間申告(半期分)[法人税、法人住民税、法人事業税、消費税(地方消費税)]

★消費税の年税額が400万円超の1月、4月、7月決算法人の3カ月ごとの中間報告[消費税・地方消費税]

★消費税の年税額が4800万円超の9月、10月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(8月決算法人は2カ月分)[消費税・地方消費税]

★給与所得の年末調整 本年最後の給与の支払い時

★給与所得者の保険料控除・住宅取得控除申請書の提出
本年最後の給与の支払い時

★固定資産税(都市計画税)の第3期分の納付
12月中の市町村の条例で定める日

OAG(一)相続 は相続・事業承継のプロ集団です。

詳しくはホームページへ <http://www.sohzoku.jp>



みんなで止めよう温暖化

チーム・マイナス6%

OAGは、チーム・マイナス6%に参加しています。

編集後記

師走になりました。街にはクリスマスソングが流れ、冬の雰囲気になってきています。先日、OAGの近くにある須賀神社の酉の市に行ってきました。神社に向かっていくと、提灯の明かりに照らされた道で、熊手を担いだ人とすれ違います。四谷でも大通りからひとつ入ると住宅街なので、神社の辺りだけ明るくなっています。本殿で参拝し、熊手を購入しました。昨年買い求めたものを奉納し、一回り大きいものをいただきました。徐々に商売が発展していくようにという意味があるようです。境内には夜店が出ていて、子供の頃に戻ったような懐かしい感覚になりました。冬本番を前に、風邪が流行っているようで、新型インフルエンザの発生も取りざたされています。実際に発生した場合の社内の対応方針などを具体的に決めておく必要があると感じています。今年最後の発行になります。読者皆さま方の「商売繁盛」と「社内安全」を祈念致します。(ま)

発行 OAG税理士法人
(株)シーケーシステム研究所
(株)経理秘書
(株)ビジコム / (株)福祉総研
東京都新宿区左門町3番地1 左門イレブンビル5階
tel.03-3352-7500 / fax.03-3356-1180
発行人 太田 孝昭
編集人 松本 真一